リスク管理規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2012. 04. 01
1. 1	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30

目 次

第 1 章 総 則

第	1条	目 的	1
第	2条	用語の定義	1
		第 2 章 リスク管理体制	
第	3条	リスク管理体制	1
第	4条	リスク管理委員会	1
第	5条	リスク管理委員会の構成	1
第	6条	リスク管理委員会の役割	2
第	7条	リスク管理委員会の開催	2
第	8条	リスク管理委員会の事務局	2
第	9条	事務局の役割	2
第1	0条	各委員会等の役割	2
第1	1条	クライシスマネジメント	2
		第 3 章 リスク管理	
第1	2条	リスクに関する措置	2
第1	3条	発現リスクへの対応	3
第1	4条	発現リスク処理後の報告	3
第1	5条	リスクアセスメント	3
第1	6条	教 育	3

リスク管理規程

規程番号 0205-0000-00-規制 定日 2012年 4月 1日 改正日 2021年 6月30日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1条 本規程は、リスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスク発現の予防および会 社損失の極小化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第 2条 本規程において、各用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) リスク

会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性を指す。

- (2) 重要リスク
 - 会社全体の経営、各部門の事業運営に重大な影響を及ぼすリスクをいう。
- (3) 発現リスク

事故・障害・災害・過失などによりリスクが発現した事象を指す。

- (4) リスク管理
 - リスクの認識、予防、発現した時の対応、収束、再発防止を評価・管理すること。
- (5) クライシスマネジメント
 - リスク管理のうち重要リスクが発現した時の対応から収束までを管理すること。
- (6) 各委員会等

各委員会、各会議体、各部を指す。

(7) 従業員

就業規則第2条に定める従業員を指す。

第 2 章 リスク管理体制

(リスク管理体制)

第 3条 リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、「㈱三重県 農協情報センター リスク管理体制図」(別紙1)の体制を敷くものとする。

(リスク管理委員会)

- 第 4条 リスク管理に関する意思決定および決定事項の徹底等を行うことを目的として、リスク管理を統括するリスク管理委員会を設置する。
- (リスク管理委員会の構成)
- 第 5条 リスク管理委員会の委員長および構成は次のとおりとする。

委員長:代表取締役社長 委員長代理:センター長

構 成 員:各部長

必要に応じてオブザーバーを出席させることが出来る

(リスク管理委員会の役割)

- 第 6条 リスク管理委員会の役割は次のとおりとする。
 - (1)総合リスク管理方針の策定
 - (2) 年間リスク管理計画の策定
 - (3) 重要リスクの決定・見直し
 - (4) 発現リスクの情報共有
 - (5) リスク対策の進捗状況の把握、改善提案、改善指示などのマネジメントレビューの 実施
 - (6) リスク管理態勢の整備と維持
 - (7) その他連絡事項の確認および周知徹底

(リスク管理委員会の開催)

第 7条 リスク管理委員会は、原則として月1回開催する。

(リスク管理委員会の事務局)

第 8条 リスク管理委員会の事務局は総務部に置く。

(事務局の役割)

- 第 9条 事務局の役割は次のとおりとする。
 - (1) 年間リスク管理計画の立案
 - (2) 各委員会等から提示されたリスクおよびリスク対策状況のとりまとめ
 - (3) リスク管理委員会への報告

(各委員会等の役割)

- 第10条 各委員会等の役割は、次のとおりとする。
 - (1) リスク管理計画策定(年間作業計画に含む)
 - (2) リスクアセスメントの実施 (事業リスク分析・評価、対応方針、対応具体策の検討)
 - (3) リスク対策の実施、対策結果の評価および改善策の策定
 - (4) リスク管理委員会への報告 (対策の進捗状況、対策結果、障害発生時の再発防止策など)

(クライシスマネジメント)

第11条 クライシスマネジメントについては、緊急時対応計画書に基づくものとする。

第 3 章 リスク管理

(リスクに関する措置)

- 第12条 従業員は、リスクに対して次の措置を講じなければならない。
 - (1)業務上のリスクを積極的に予見する。
 - (2) 予見したリスクを評価する。
 - (3) 会社にとって最少のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減およ

び移転その他必要な措置を講じる管理策を立案する。

(4) 立案した管理策および既存の管理策を評価する。

(発現リスクへの対応)

- 第13条 各委員会等は、発現リスクに伴い生じる会社の損失または不利益を極小化するため、 速やかに報告および対応をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行 う。
 - 2 発現リスクが収束した際には、そのリスクが発現した原因を調査し、前条の措置を講 ずる。

(発現リスク処理後の報告)

第14条 各委員会等は、重要な発現リスクの処理が完了した場合は、処理の経過および結果について記録を作成する。リスク管理委員会が必要と認めた時は取締役会に報告する。

(リスクアセスメント)

第15条 リスク管理の運用にあたり、リスクアセスメントを年1回実施する。

(教 育)

第16条 リスク管理委員会、各委員会等は、必要に応じて従業員および外部委託業者等に対し てリスク管理上必要な教育を実施する。

